

「ちばGAP」 農産物個別基準(果樹)

区分	No.	ガイドライン	分類	取組事項
ほ場等	1	1、12	食品安全 労働安全	ほ場や栽培施設は、きれいに保たれている。
	2	13	食品安全 労働安全	調製・出荷・貯蔵施設は衛生的である。
	3	40	労働安全	農薬や燃料などを適切に保管している。
	4	44	他(全般)	ほ場に関する情報が整理されている。
	5	47	他(全般)	資材等を適切に管理している。
水	6	6	食品安全	使用する水の水源を確認し、収穫物の洗浄等に使用する水の安全性を確認している。
	7	8	食品安全	養液栽培の場合、培養液等を適切に管理している。
土・肥料	8	24	環境保全	肥料は適切な量を施用している。
	9	46	食品安全 他(全般)	肥料の使用記録を付けている。
	10	-	環境保全	肥料を適切に保管している。
	11	7、25	環境保全	適切に作られた堆肥を使用している。
	12	26	環境保全	堆肥など有機物の施用等による土づくりを行っている。
	13	27	環境保全	土壌の飛散や流亡を軽減する対策を取っている。
農薬	14	2、4、 45	食品安全 他(全般)	農薬の使用基準を守り使用記録を付けている。
	15	3、38	食品安全 労働安全	適正な農薬散布のために、防除器具等の点検、洗浄を実施している。
	16	5、22	食品安全 環境保全	農薬の飛散防止対策等を、十分にとっている。
	17	18	環境保全 他(全般)	散布農薬は正確に計量し、また、必要以上に調製せず、その都度、使い切るようにしている。
	18	23	環境保全 労働安全	土壌くん蒸剤を使用する場合の注意を守っている。
	19	19、20、 21	環境保全	化学合成農薬の使用量削減に向けた努力をしている。
	20	32	環境保全	適切に特定外来生物を利用している。
収穫・出荷	21	14	食品安全	包装資材は、清潔に保たれている。
	22	48、50	食品安全 他(全般)	出荷等に関する記録を保管している。
	23	16	食品安全	収穫した農産物の品質が低下しないよう管理している。
	24	11	食品安全 労働安全	機械、器具等の衛生管理を徹底している。
	25	17	食品安全	出荷物が汚染されたり、異物が混入したりしない対策をとっている。
労働・食品安全	26	34、37	労働安全	作業の危険を把握し、事故防止対策をとっている。
	27	36	労働安全	安全を考慮した服装等で作業をしている。
	28	35	労働安全	作業員が事故を起こさないよう配慮している。
	29	11、38、 39	労働安全	機械、器具等の安全使用に心がけている。
	30	41	労働安全	労災保険等に加入している。
	31	9	食品安全 労働安全	作業者の健康管理や衛生管理を徹底している。
	32	10	食品安全 労働安全	手洗いなど食品としての衛生管理を徹底している。
その他	33	28、29	食品安全 環境保全	廃棄物は適切に保管、廃棄をしている。
	34	30	環境保全	作物残さ等をできるだけ有効活用する努力をしている。
	35	33	食品安全 環境保全	鳥獣を引き寄せない取組や、被害対策を適切に行っている。
	36	31	環境保全	省エネを心がけている。
	37	42	他(全般)	知的財産について、適切に保護、活用している。
	38	43	他(全般)	登録品種の利用は適切である。
	39	49	他(全般)	生産工程管理を適切に実施している。
	40	15	食品安全	リンゴにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策を実施している。

「ちばGAP」 農産物個別基準(果樹)

区分	No.	ガイドライン	分類	取組事項	具体的な取組内容
ほ場・作業場・資材等	1	12	食品安全 労働安全	ほ場や栽培施設は、きれいに保たれている。	排水溝を設けるなど、大雨時に汚水が流れ込まないように対策をとっている。1
					ほ場及び隣接地が、過去に汚染(廃棄物の不法投棄など)されていないか確認している。また、リスクに応じた対応をしている。1
					計画的に清掃を行い、使わない資材や作物残さ等は、放置しない。特に、作物残渣は、それを処理するまでの間、栽培ほ場や施設にねずみや虫等を引き寄せない場所に保管している。1、12
					ハウス等の施設では、ねずみや虫、鳥などが侵入しないよう対策(ネットの設置や補修など)をとっている。12
	2	13	食品安全 労働安全	調製・出荷・貯蔵施設は衛生的である。	計画的に清掃を行い、使わない資材や作物残さを放置していない。13
					衛生的に作業が行えるように、適切な自然光または照明によって十分な明るさを確保している。13
					壁などに結露した水滴が、農産物に触れないようにしている。13
					ペットや動物(ねずみや虫、鳥等)などが侵入しないよう対策をとっている。13
	3	40	労働安全	農薬や燃料などを適切に保管している。	農薬は、部外者が立ち入らない冷涼・乾燥した場所で保管している。40
					農薬を他の容器(特にジュース等の飲料用)に移し替えていない。40
毒劇物は、「毒物」「劇物」の表示をした保管庫等(盗難・紛失防止のためカギ付)で適切に保管し、飛散・漏出防止の対策を取っている。40					
燃料は、適正な容器に入れ、火の気の無い風通しの良い冷暗所で保管する等、消防法等の定めに従い、適切に保管している。40					
4	44	他(全般)	ほ場に関する情報が整理されている。	ほ場にかかる情報(位置や面積等)は、貸借も含め、適切に記録し、保存している。44	
5	47	他(全般)	資材等を適切に管理している。	種子・苗・堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票を適切に保存整理し、在庫管理にも活用している。47	
				資材の殺菌消毒、保守管理等の内容を記録し、適切に保存している。47	
水関係	6	6	食品安全	使用する水の水源を確認し、収穫物の洗浄等に使用する水の安全性を確認している。	栽培等に使用する水が、河川やため池等の地表水、地下水、水道水のいずれなのかを把握している。6
					地表水(河川やため池)を使用する場合、家畜ふん等による汚染がないか、大雨や洪水の後に汚染物質の流入がないか、水路やバルブも含め、確認している。6
					水源の汚染が確認された場合は、用途に見合った水質となるよう改善措置をとっている。6
					農作物の洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水については、安全な水(水道水や地域の保健所等が飲用にできると認められた水など)を使用するようにしている。6
	7	8	食品安全	養液栽培の場合、培養液等を適切に管理している。	使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善している。8
					培養液は頻繁に取り替えるか、又は再利用する場合は、微生物及び化学的汚染を最小化するための処理をしている。8
					養液栽培用の資材や機器は衛生的に管理・取扱い、必要な時に洗浄、消毒を実施している。8

区分	No.	ガイドライン	分類	取組事項	具体的な取組内容
土壌・肥料関係	8	24	環境保全	肥料は適切な量を施用している。	肥料の適正施用のため、定期的に土壌診断をしている。24
					堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計をしている。24
					県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を確認している。24
					施肥用機械・器具を定期的に点検・整備し、正確な施肥を行っている。24
	9	46	食品安全他(全般)	肥料の使用記録を付けている。	肥料の使用の際に①施用日、②施用場所、③施用した農作物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量等の情報を記録し、適切に保存している。46
	10	-	環境保全	肥料を適切に保管している。	肥料の保管場所は下記の項目を満たしている。 ①覆いがあり、肥料が直射日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないようにしている、②きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない、③肥料等を直接土の上に置いていない
					発熱・発火・爆発の恐れがある肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硫黄粉末、生石灰)を保管している場合は、消防法等法令の定めに従い、火気、直射日光、高温、霜、雨、物理的衝撃等の影響を受けないように適切に保管している。
	11	7 25	環境保全	適切に作られた堆肥を使用している。	家畜ふん堆肥を製造する場合は、切り返し等により、全体に空気が入るように努めている。7
					家畜ふん堆肥を製造する場合は、雑草種子や寄生虫卵等の殺滅のために、70℃の発酵が数日間続くように努めている。7,25
					他者から入手した堆肥をそのまま使う場合は、上記事項を守って作られたものであることを確認している。7
原料の家畜ふんや製造途中の堆肥が、できあがった堆肥に触れないようにしている。7					
12	26	環境保全	堆肥など有機物の施用等による土づくりを行っている。	県が作成した「主要農作物等施肥基準」など標準的な堆肥施用基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培などを、できるだけ行うようにしている。26	
13	27	環境保全	土壌の飛散や流亡を軽減する対策を取っている。	裸地にしないよう被覆作物の栽培(草生栽培を含む)を行っている。27	
				垣根や被覆植物等によるグリーンベルトを設置している。27	
農薬関係	14	2 4 45	食品安全他(全般)	農薬の使用基準を守り使用記録を付けている。	登録を受けた農薬(農林水産省の登録番号あり)や特定農薬(重曹や食酢等)を使用している。2
					下記に掲げる農薬の表示内容を守って使用している。4 ①農薬を使用できる農作物、②使用量、③希釈倍数、④使用する時期(収穫前の使用禁止期間)、⑤使用できる回数(使用前に記録簿を確認する)、⑥有効期限、⑦使用上の注意
	15	3 38	食品安全労働安全	適正な農薬散布のために、防除器具等の点検、洗浄を実施している。	農薬の使用前に防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認している。(点検時にはエンジンを停止する)3
					農薬の使用後は、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄をしている。(参考:130mホースには約10ℓの農薬が残っており、20ℓの清水で3回以上洗い出す。)3
					機械等において指定された定期交換部品を、適切に交換している。38

区分	No.	ガイドライン	分類	取組事項	具体的な取組内容
	16	5 22	食品安全 環境保全	農薬の飛散防止対策等を、十分にとっている。	必要に応じて、周辺農作物の栽培者や住民等に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について事前周知している。5.22
					農薬を使う際に病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布をしている。5.22
					風が弱いなど近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布を心がけている。5.22
					農薬の飛散による周辺への影響が予想される場合には、状況に応じて使用農薬の種類(形状)を変更したり、飛散が少ない器具(ノズル等)を使用するなど、農薬の飛散防止対策をとっている。5.22
	17	18	環境保全 他(全般)	散布農薬は正確に計量し、また、必要以上に調製せず、その都度、使い切るようにしている。	農薬の散布液が余ることがないように、必要な量だけを秤量して散布液を調製している。18
					農薬は、計量カップや台秤等を使用し、正しく計量している。18
					農薬の原液の入った容器が空になった場合、農薬容器内を散布液調製用の水で洗浄し、農薬を含む洗浄液を散布液調製タンクに入れている。
	18	23	環境保全 労働安全	土壌くん蒸剤を使用する場合の注意を守っている。	土壌くん蒸剤等の被覆を要する農薬を使用する場合に、表示された使用上の注意事項に従うとともに、揮散して周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うなどの措置を実施している。23
	19	19 20 21	環境保全	化学合成農薬の使用量削減に向けた努力をしている。	病害虫発生予察情報の確認や、観察による病害虫の発生状況を把握した上で、防除を行っている。20
					病害虫に抵抗性がある品種を導入している。19
					病害虫の発生源となる植物を除去したり、ほ場及びほ場周辺を清掃している。19
					必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行っている。(性フェロモン剤等の使用や除草用機械の利用など)21
20	32	環境保全	適切に特定外来生物を利用している。	セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、環境省の許可を取得している。(1回の許可の有効期間は3年間)32	
				セイヨウオオマルハナバチは適切な環境で飼養管理をしている。(栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆など)32	
収穫	21	14	食品安全	包装資材は、清潔に保たれている。	包装資材は清潔な場所に置く、箱に入れる、シートを被せるなどにより、清潔に保つようになっている。14
					包装資材の素材は毒性がなく、生鮮果実・野菜の安全性に悪影響を与えないものを選択している。14
					衛生的に保つことが困難となった包装資材は処分するようになっている。14
	22	48 50	食品安全 他(全般)	出荷等に関する記録を保管している。	以下について記録した出荷台帳等を作成している。 ①品名、②出荷または販売先の名称及び所在地、③出荷または販売年月日、④出荷量または販売量、⑤微生物や残留農薬等の検査を実施した場合の記録 (農業経営者が外部に販売を委託している場合は、委託者が記録を作成、保存していることを確認している。)48
					出荷や栽培等の記録については、取り扱う食品の流通実態や取引先等からの情報提供の求めに応じた期間(概ね1~3年間)保存している。50
	23	16	食品安全	収穫した農産物の品質が低下しないよう管理している。	貯蔵中・輸送中のお荷物は、品質が低下しないよう適切な温湿度に保つようになっている。16
運送会社にも、これらの事項を守ってもらってもらうような取組をしている。16					

区分	No.	ガイドライン	分類	取組事項	具体的な取組内容
出荷・調製関係	24	11	食品安全 労働安全	機械、器具等の衛生管理を徹底している。	トラクターや運搬車両等の農機を、表面についた汚物や家畜ふん堆肥、収穫物残さを洗い流す又は取り除くことにより、清潔に保つようになっている。11
					汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使った車両をやむを得ず収穫物の運搬に使う場合は(それぞれ車両を使い分けることが望ましい)、車体をよく洗うとともに、清潔なシートを敷くなどにより、収穫物が荷台に直接触れないようにしている。11
					農機具や収穫容器、ビニールシートなどの資材は、清潔な場所に置く・箱に入れる・シートを被せるなどにより、汚染を防止するようになっている。11
					可食部に直接触れるハサミやナイフ等の農具を、使ったその日のうちに洗うようになっている。11
					繰り返し使われるコンテナ等の収穫容器は、定期的に洗うようになっている。11
					農具や収穫容器は、長く保管されていた場合、使用前に洗うよう努めている。11
					収穫容器を収穫物以外のもの(弁当や燃料等)を運搬するために使用しないようになっている。11
	25	17	食品安全	出荷物が汚染されたり、異物が混入したりしない対策をとっている。	生鮮果実・野菜に接触する機器及び容器の素材は、毒性のないものであることを確認している。11
					覆いのない出荷物の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食など、出荷物の汚染や異物混入の原因となる行動をしないようになっている。17
					収穫物の汚染の可能性を防ぐため、食用として適さない部分や傷んだ部分、土は、清潔な器具等で傷をつけないよう注意して取り除いている。17
					作業に使用したハサミやナイフなどが出荷物に混入しないよう、個数管理等をしている。
労働関係	26	34 37	労働安全	作業の危険を把握し、事故防止対策をとっている。	トラクターや運搬車両等の農機を、表面についた汚物や家畜ふん堆肥、収穫物残さを洗い流す又は取り除くことにより、清潔に保つようになっている。34、37
					農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等を行っている。37
					農作業安全に係るマニュアルの作成や応急処置を身につける等、農作業安全に関する体制を整備している。34
					暑熱、寒冷環境では、定期的な休憩の実施等の対策を行っている。37
					作業内容や作業場所を家族等に伝えておくことや、事故時に連絡が取れる(携帯電話を持つなど)ような体制をとっている。
					周りの作業者に危険が及ばないように確認しながら作業している。
	27	36	労働安全	安全を考慮した服装等で作業をしている。	安全に作業を行うため、農薬散布等危険作業を行う際に保護衣や防護具(マスクやゴーグルなど)を着用している。36
					保護衣や防護具は、使用後に洗浄したり、農薬保管庫の中に置かないなど適切に保管している。36
	28	35	労働安全	作業員が事故を起こさないよう配慮している。	機械に巻き込まれないような作業に適した服装で作業をしている。36
					酒気帯び、病人、無資格者等に対する作業を制限している。35
					高齢者には作業分担の配慮をする等の対策を実施している。35
機械作業、高所作業などの危険作業は、複数人で実施している。35					
1日あたりの作業時間の設定やこまめな休憩の取得等、無理なく作業できるようにしている。35					
定期的に健康診断を受診している。35					

区分	No.	ガイドライン	分類	取組事項	具体的な取組内容
働・ 食品安全	29	11 38 39	労働安全	機械、器具等の安全使用に心がけている。	取扱説明書を適切に保管し、内容について理解している。38
					機械の使用前点検、使用後の整備、適切な管理(定期交換部品の交換も含む)、保管(鍵の管理など)をしている。11、38
					機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際、または点検整備の際はエンジン停止・昇降部落下防止装置の固定等を行っている。39
					乗用型トラクター使用時は、シートベルトやバランスウェイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結を行っている。39
					作業者は、機械の使用方法や安全についての講習を、できるだけ受講している。また、必要な資格・免許を取得している。
					機械、器具の安全装置や防護カバーは、きちんと装着している。
					悪天候に備え、ハウスの補強資材等を用意している。
	30	41	労働安全	労災保険等に参加している。	法人経営で従業員が1人でもいる場合、または常時雇用している従業員が5人以上の場合は、必ず労働者災害補償保険に参加している(従業員が5人未満の場合は、必要に応じて加入)。41
					必要に応じて、傷害共済などの各種任意保険に参加している。41
	31	9	食品安全 労働安全	作業者の健康管理や衛生管理を徹底している。	作業者に下痢、おう吐、発熱、黄疸などの症状があり、感染症にかかっていると疑われる場合は、農作物の可食部に直接触れる作業をさせないようにしている。9
					作業者の身体を清潔に保つため、作業を始める前や、家畜ふん等の汚物や家畜ふん堆肥に触れた後など、必要に応じて手を洗うようにしている。9
					爪を短く清潔にし、手足の傷は手袋等で覆うようにしている。9
訪問者にも、これらの事項を守ってもらう取組をしている。9					
32	10	食品安全 労働安全	手洗いなど食品としての衛生管理を徹底している。	ほ場や各施設から通える場所に、必要なときに使える手洗い設備やトイレを、できるだけ確保している。10	
				手洗い設備やトイレの汚水が、ほ場や各施設、水路を汚さないようにしている。10	
				手洗い設備やトイレを、定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すとともに、清潔に保つようにしている。10	
33	28 29	食品安全 環境保全	廃棄物は適切に保管、廃棄をしている。	廃棄物を適切に分別保管し、処理している。28	
				自身で処理できない廃棄物(廃プラスチック、残農薬、農業機械等)は、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している。28	
				農業生産活動に伴う廃棄物は、認められる場合を除き焼却をしないようにしている。29	
34	30	環境保全	作物残さ等をできるだけ有効活用する努力をしている。	ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き、土づくりに利用している。30	
				堆肥の原料、家畜の飼料等の用途へできるだけ仕向けている。30	
35	33	食品安全 環境保全	鳥獣を引き寄せない取組や、被害対策を適切に行っている。	市町村の被害防止計画等に基づく被害防止対策を実施している。33	
				食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣を引き寄せない取組を実施している。33	
				鳥獣を捕獲する場合は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守している。33	

区分	No.	ガイドライン	分類	取組事項	具体的な取組内容
その他	36	31	環境保全	省エネを心がけている。	機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所を補修している。31
					適切な温度管理(ハウス内の温度ムラ含む)や不必要な照明の消灯等エネルギーの節減につながる取組を実施している。31
					機械の更新時には、エネルギー効率を比較・検討し、営農規模に合った能力の機種等を選択している。31
	37	42	他(全般)	知的財産について、適切に保護、活用している。	技術・ノウハウが知的財産であることを認識し、知的財産を保護・活用するために「権利化する」、「秘匿する」、「公開する」のうち適切な手段を選ぶようにしている。42
					知的財産を保護(例えば、新たに開発した技術の特許・実用新案申請、新たに育成した品種の品種登録、新たにブランド化した商品の商標登録の実施)し、活用する場合は、販売戦略に照らし合わせて、「自ら技術を独占的に使い生産する」、「技術を使わせ、その使用料を徴収する」及び「技術を使う権利そのものを販売する」のうち適切な手段を選ぶようにしている。42
					技術を知的財産として有効に活用するため、技術を使用する範囲(開発者個人か、ある程度限られた地域やグループか)を考慮している。42
	38	43	他(全般)	登録品種の利用は適切である。	登録品種の種苗を利用する場合は、権利者の許諾を得ている。43
					栄養繁殖植物のなかで、自家増殖が禁止されている植物を増殖する場合は、権利者の利用許可を得ている。43
	39	49	他(全般)	生産工程管理を適切に実施している。	栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、点検項目等を策定している。49
					点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存している。49
点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存している。また、自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しを実施している。49					
自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検をしている。49					
40	15	食品安全	リンゴにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策を実施している。	丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底を実施している。15	